

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

条 例

○福島県税条例の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第六十一号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項及び第三項、第九条第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第九項並びに第九条の四第一項及び第三項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(税 務 課)